

令和6年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和6年9月12日(木) 午前9時30分～午後4時20分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	相澤康男	副委員長	○	西本由利子
委員	○	村尾光子	委員	○	秋山幸男
委員	○	石川浩	委員	○	鈴木一司
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
健康福祉部長	荻原剛	教育次長	高山正勝
社会福祉課長	川嶋恵美子	子育て応援課長	浅香浩幸
こども家庭センター長	大山良雄	高齢福祉課長	大口貴史
健康増進課長	間板崇	教育総務課長	米井正和
学校教育課長	石島直	生涯学習文化課長	野口修一
文化財課長	伊藤隆行	スポーツ振興課長	根本宣明

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	五月女治	議事課長	大門啓美

○議員傍聴者 石川信夫議員、加藤好雄議員、五戸豊弘議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 相澤康男委員長

3. 概要録署名委員 秋山幸男委員

4. 事 件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 こばと園事業
きらら館改修事業
南河内小中学校プール・空調設備改修事業
南河内第二中学校トイレ改修事業

認定第1号 令和5年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

《質疑・意見》

〔歳入〕

14款2項1目 民生費負担金

○鈴木委員：保育料について、収入未済額が1100万ほどあるが、件数と未収理由を伺う。

●子育て応援課長：決算書上の収入未済額である1,154万9,250円は、合併以来の過年度分にわたる未納額も含まれている。令和5年度の滞納額について回答させていただく。保育料は、滞納件数が5件、未納額が66万7870円、徴収率は99.05%である。副食費は、滞納件数が3件、未納額が7万6,500円、徴収率は97.79%である。学童保育の保育料は、滞納件数が9件、収入未済額が、47万3110円、収納率は99.01%である。単年度で見ると、いずれも徴収率は約99%を超えているが、残りの1%は滞納繰越分として未収額に計上されていき、この金額となっている。

○鈴木委員：毎年滞納額があれば、継続して積み上がっていくということでしょうか。

●子育て応援課長：合併以来、徴収努力は重ねてきたが、未納分について積み重なっているという状況である。税金のように不納欠損処分とすることが法律としては定められていないが、民法上の債権として、合併以来の部分については、順次、不納欠損処分とすることも進めていかなければいけないと考えている。

○鈴木委員：不納欠損額で99万9,000円という額があるが、何か伺う。

●子育て応援課長：平成18年から平成20年度分を、不納欠損処分としたものである。

○鈴木委員：払えない方に対し、督促等を行っているのか伺う。

●子育て応援課長：督促は行っている。過年度分の催告についても、催告書を送付している。徴収率は約99%以上であるが、残りの1%についても、保護者の方が子どもを迎えにきた際に催告書を手渡す等の対応をしている。また、児童手当からの納付の勧奨を行っている。

○鈴木委員：未納の理由は把握されているか伺う。

●子育て応援課長：すべての方の理由は把握していないが、例えば、学童保育の来年度の利用申請時に、未納のある方に対しては継続利用ができない旨を説明させていただくと納めていただけるということもあるため、必ずしもすべてが経済的に支払えないということではないと思われる。

○鈴木委員：督促状を手渡しする際、理由も伺えるようにしていただきたい。

村尾委員。

○村尾委員：不納欠損処分を行った平成18年から平成20年度分については、該当者は不明ということか。

●子育て応援課長：すでに成人している年代のため、その当時の状況については把握していない。

○村尾委員：出納閉鎖期の間に納入された方の分は、収入未済額には含まれないということでしょうか。

●子育て応援課長：収入状況を確認し、回答させていただく。

●子育て応援課長：発言を訂正させていただく。不納欠損部分は、平成 18 年度から 20 年度ではなく、正しくは平成 18 年度から平成 23 年度分で件数は 11 件、合計が 99 万 9000 円となる。

15 款 1 項 2 目 民生使用料

○村尾委員：こばと園使用料は利用者の使用料なのか。または、別のところからの収入なのか。

●社会福祉課長：児童発達支援や、計画相談に関わる障害福祉サービスの介護給付費で、利用者の個人負担金も含むものである。こちらの介護給付費の中には、国の負担分、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市負担 4 分の 1 を含むもので、利用者負担は、一部の方から 1 割負担をしていただいております、そこに公費負担分 9 割を含む部分が入ってくるというものがある。

○村尾委員：現地調査で利用料の金額を伺ったが、そこに公費の部分がここに含まれていると理解した。

15 款 1 項 6 目 4 節 公園占用料

○村尾委員：公園占用料と公園使用料の違いと、公園占用料は何に対するものか伺う。

●スポーツ振興課長：公園使用料は所管外のため、回答を控えさせていただく。公園占用料のうちの 11 万 1,670 円については、昨年度の大松山運動公園でのテレビ番組制作会社の使用料が計上されている。

16 款 2 項 6 目 教育費国庫補助金

○鈴木委員：小中学校費補助金の教育支援体制整備事業補助金について、令和 4 年には無かったが、どのような事業なのか伺う。

●学校教育課長：令和 5 年度から、国・県の補助と市の負担で学校の教員業務支援員配置事業が開始したため、令和 5 年度から計上されている。

○鈴木委員：支援内容について伺う。

●学校教育課長：教職員の働き方改革の一環として、1 日に 3 時間、週 5 日教職員の業務の一部を支援する。例えば、印刷業務や採点業務を各学校において、適切な形で行っているという支援員の事業である。

○鈴木委員：教職員の勤務時間削減のために支援員を導入して、教職員の日常業務の一部を支援していく補助金ということでしょうか。

●学校教育課長：委員お見込みの通りである。現在、市内で 8 名採用しており、各学校へ必ず週 1 回は訪問している。

17 款 1 項 1 目 2 節 行旅死亡人取扱費負担金

○村尾委員：76 万 3,030 円という実績があるが、火葬・埋葬等の措置方法はどのようなものか。

●社会福祉課長：行旅病人に対する、療養の確保による生存の保障や引き取り者のない死亡人の葬祭実施により、公衆衛生の維持を図るという事業であり、県の補助

が10分の10となっている。令和5年度の実績は、9件である。費用について、年度末のものは事務手続き上、実績に含むことが困難なため、次年度に繰越し、次年度の歳入となる。

○村尾委員：ここに計上されている金額は前年度分の実績ということか。

●社会福祉課長：委員お見込みの通りである。前年度分と今年度分として計上している。

22 款 4 項 3 目 雑入

○村尾委員：外部専門家活用助成金の事業内容を伺う。

●文化財課長：地域再生マネージャー事業として、3名の地域再生マネージャーから助言をいただき、東の飛鳥のシールラリーやバスツアー等の企画を行った。またワークショップ等も開催し、関係者の方のご意見を伺い、推進したものである。助成金については、地域再生マネージャー事業費のうちのふるさと財団からの補助金である。事業費の申請額は622万7,000円であり、3分の2の415万1,000円が補助されている。

○村尾委員：成果はどのように評価されているのか。

●文化財課長：バスツアーについては、市外、首都圏からも多数参加いただき、市の歴史文化を学んでいただけたと思われる。また、東の飛鳥プロジェクトの推進にあたり、どのような形で郷土愛を育むかを幅広く意見を募り、プロジェクト推進の根拠をまとめている。

○村尾委員：生活保護63・78条変換金で現年度分と滞納繰越分があるが、件数と人数を伺う。

●社会福祉課長：後程回答させていただく。

《質疑・意見》

[歳出]

3 款 1 項 社会福祉費

○西本副委員長：3款1項2目、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業について、支出歩合が0%となっており、全く施行されてない。また、3款1項1目、身体障がい者用自動車改造費給付事業、身体障がい者自動車運転免許取得費用助成事業についても支出歩合が0%となっているが、事業自体が行われなかったということか。

●社会福祉課長：前年度はそちらの3つの事業の利用はなかった。

○西本副委員長：3款1項2目、成年後見制度利用支援事業についても実施されなかったとういことか。

●社会福祉課長：委員お見込みの通りである。本事業は、例えば市長申し立てにかかる費用を支出するものであり、令和5年度については申し出がなかったため0%となっている。

○西本副委員長：3款1項2目、精神障がい者福祉ホーム事業と生活サポート事業についても利用がなかったということでしょうか。

●社会福祉課長：精神障害者福祉ホーム事業については、平成23年度以降の利用はない。生活サポート事業についても、平成25年以降の利用はない。

○西本副委員長：生活サポート事業はどのような内容だったのか伺う。

●社会福祉課長：精神障害者福祉ホーム事業、生活サポート事業、地域生活支援事業の一部になっている。こちらの事業は国の制度ではあるが、事業を取り入れるか否かは市町村の裁量に任せるとい任意事業である。こちらの事業については、数年利用なかったため令和6年度の予算には計上していない。

○西本副委員長：3款1項3目、見守りネットワーク事業が支出歩合0%の理由と事業内容を伺う。

はい。

●高齢福祉課長：市内の事業者等と協定を結び、高齢者が徘徊している、いつもと違った状況が確認できた際に、市に通報いただき対応するという見守り事業である。未執行分の13万2,000円については、協力事業者に対し配布しているステッカーが余剰分があるため、新たなものを作成しておらず執行してない。

○鈴木委員：3款1項3目、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の予算額が翌年度に繰り越しになっているが、その理由を伺う。

●高齢福祉課長：本事業は、建物や施設の老朽化に対し、入所者の安全を守るため施設整備を行うものだが、昨年度12月ごろに第二期の募集があり、3月補正で770万補正を行ったが、年度内の執行が困難なため、令和6年度に繰り越しを行った。

○鈴木委員：6年度には施行されるということでしょうか。

●高齢福祉課長：7月ごろに事業者の方で入札を行い、現在、工事を行い間もなく終了すると伺っている。

○村尾委員：3款1項4目、障がい児施設費のこばと園事業で、1,898万5,388円の支出の計上があるが、歳入ではこばと園使用料で4,359万472円が計上されているが、差額は給付費に支出されているのか。歳入歳出におけるこばと園事業の関連性を伺う。

●社会福祉課長：こばと園使用料約4359万円に対し、こばと園事業の支出約1898万円となっており、約2461万円ほど多く入金になっている。この収入はこばと園事業の方へ充当しているが、それ以外は一般職給与の方にも充当されている。

○村尾委員：こばと園事業に係る歳入歳出の関係がわかるものをいただきたい。

●社会福祉課長：後程提供する。

3款2項1目 児童福祉総務費

○鈴木委員：3款2項1目、子ども・子育て支援事業について、事業目的及び計画の進捗状況を伺う。

●子育て応援課長：

第二期の子ども・子育て支援事業計画について、子ども子育て会議において進捗管理を行うという事業である。昨年度3回開催し、この会議の中で進捗管理を行った。今年度、第三期計画の策定の年であるため、策定に向け引き続きこの子ども・子育て会議で研究を進めているという状況である。

○鈴木委員：計画に向けたニーズ調査を行ったとあるが、その調査結果について、わかる範囲で返答いただきたい。

●子育て応援課長：様々な項目について調査を行い、現在の下野市の中で、保育事

業や、様々な子育てに関するサービスについて、どのようなニーズがあるかということで回答いただき、分析後、今後の計画策定に結びつけていくものである。

○鈴木委員：ニーズ調査の結果の中で、要望の一番多かったものは何か。

●子育て応援課長：経済的支援に対するご意見、ニーズが非常に高かったものと記憶している。

○鈴木委員：一番多かったのは病児病後保育の充実ではないか。

●子育て応援課長：サービスに対するニーズとして高いのは病児病後児保育に対するものと思われる。

○鈴木委員：例えば次の次期計画の際は、その点について重点的に行っていただけるということでしょうか。

●子育て応援課長：病児病後児保育の受け入れ施設の充足等については、施設側との十分な調整も必要になるが、その点も含め、子ども・子育て会議を中心に、各施設と連携しながらニーズに合った計画にしていきたいと考えている。

○鈴木委員：ニーズもある程度の期間で変化してくと考えられるため、その点も把握いただき要望にこたえられる事業にしていきたいと思います。

○西本副委員長：3款2項1目、子育て支援事業の病児病後児保育事業について、事業実績に、病児対応型病児保育事業3園、病後児対応型病児事業3園とあるが、この3園は同じ園なのか。

●子育て応援課長：病児保育事業広域利用委託について、宇都宮市とあるのは、具体的には済生会、小山市とあるのは、具体的には新小山市民病院である。病児対応型病児保育事業を実施している3園については、愛泉幼稚園、薬師寺幼稚園、わかば保育園である。病後児対応型病児保育事業を行っているのが、正しくは4園であり、キッズプラネット、むつみ幼稚園、薬師寺分園、認定みらいこども園である。体調不良児対応型病児保育については、あおば保育園、わかば保育園、薬師寺幼稚園、第2薬師寺幼稚園、薬師寺分園、認定みらいこども園、こがねい保育園、わかくさ保育園、愛泉幼稚園、のばら幼稚園である。

○西本副委員長：病児保育っていうのは病気の最中、病後児、体調不良児はどのような状態で、例えば医師の判断、熱は下がったが行き辛い場合の区分けはどのような内容か。

●子育て応援課長：病児保育については、熱が出ているような病気の際は、まず病院に行ってくださいことが原則である。しかし、病気が一定程度落ち着き医師の判断のもと、受診の必要がなくなった際に、保護者の方が休みを取れず、自宅では診られない場合に、医師の一定の診断のもと、病児保育を受けることができる。病後児保育というのは、風邪は軽快しているが、まだ咳が出ていて、集団保育が困難な場合には、この病後児対応となる。体調不良児については、幼稚園で急に発熱があった場合に、保護者の方がすぐには迎えに来られない場合は、専用の部屋でお迎えまでお預かりするというのが体調不良児型の病児保育である。

●子育て応援課長：保育料などの収入未済額について、村尾議員の方からの出納閉鎖期間に収入されたものについては、収入済み額の中含まれているのかというご質問について確認したところ、出納閉鎖期間に収納されたものについても、今回の収

入済み額の方に計上されている。

●社会福祉課長：生活保護 63・78 条の返還金現年度分と滞納繰越分の件数について、現年度分については合計 83 件。滞納繰越分の方については、合計 13 件である。

○村尾委員：生活保護の返還金について、件数イコール人数ということによろしいか。

●社会福祉課長：委員お見込みの通りである。

3 款 2 項 児童福祉費

○鈴木委員：3 款 2 項 1 目、しもつけっ子応援プロジェクトについて、委託料が 162 万 5,000 円とあるが、委託先を伺う。

●子育て応援課長：県の助産師会の方に訪問の委託をしている。

○鈴木委員：こんにちは赤ちゃん訪問と同じということによろしいか。

●子育て応援課長：こんにちは赤ちゃん訪問とは違い、こんにちは赤ちゃん訪問は概ね出生から 4 ヶ月までの間に、必ず全ての赤ちゃんのところを訪問するというものになるが、その際に、概ね約 1 ヶ月後にもう一度助産師さんたちが赤ちゃん訪問をするというのが、このしもつけっ子応援プロジェクトの中の見守り訪問であり、その際にあわせておむつ券を交付するという事業である。

○鈴木委員：扶助費が 857 万 9,277 円とあるが、この対象者数を伺う。

●子育て応援課長：対象は新たに出生した子どもで 380 名である。扶助費については、交付したおむつ券が使われた分に対して扶助費として販売店に支弁しているというものになる。

○西本副委員長：3 款 2 項 1 目子育て支援事業、養育支援訪問事業の、事業目的及び概要について、養育支援が特に必要であると判断した家庭とあるが、この判断は誰がどのように判断をするということか。

●こども家庭センター長：職員と、専門職、保健師も一緒に同行し、その後ケース会議に諮る。養育支援を行った方がいいと決定したケースについて改めて支援を行う。

○西本副委員長：養育支援を行った方がいいと決まった場合はどのような場か。

●こども家庭センター長：緊急受理会議、定期受理会議、ケース検討会議があり、そちらで諮り、支援や訪問を行うか否かを検討する。

○西本副委員長：受理会議はどういう方々が構成している会議なのか。

●こども家庭センター長：主に子供家庭センターの職員が参加している。児童福祉家庭相談グループと母子保健関係の健やか親子グループ、家庭相談員、こちらの職員が参加しケースについて検討している。

○西本副委員長：子どもやご家庭の情報はどのように入ってくるのか。

●こども家庭センター長：学校や家庭相談グループ、子供家庭センターの母子保健グループ、児童相談所から相談や訪問依頼がある。

○西本副委員長：保育園や幼稚園とは連携していないのか。

●こども家庭センター長：連携は行っている。

○西本副委員長：学校やグループ、電話で入った相談内容から必要性がある場合、訪問し、その後受理会議開催し、支援をしていくという流れでよろしいか。

●こども家庭センター長：委員お見込みの通りである。

3款2項2目 児童措置費

○鈴木委員。3款2項2目で児童手当事業とあるが、決算額が7億7200万で令和4年度に対しマイナス3,400万となっている。受給者数に関して令和4年と同数であるが、決算額がマイナスになっている要因または理由について伺う。

●子育て応援課長：児童手当の支給に関し、受給者数については、若干減少しているがほぼ横ばいであり、こちらについては世帯と考えたい。対象児童数については、6,070名と記載しているが、昨年度は7,032名であり対象となる子どもの数が減っている。

3款2項4目 保育園費

○鈴木委員：3款2項4目保育士確保事業について、奨励金の条件を満たしていれば、市内在住ではなくても市外在住の方もこの奨励金の対象になるのか伺う。

●子育て応援課長：市内の方に限られている。

○鈴木委員：奨励金ついて、交付期間は1年間12ヶ月までか。

●子育て応援課長：在学期間になる。短大であれば2年、大学であれば4年になる。

○鈴木委員：事業実績は貸付金とあるが、奨励金は貸付金とは異なるか。

●子育て応援課長：性質としては奨励金という形になるが、万が一、貸し付けを受けて結果的に卒業後、保育士さんにならなかった方に関しては、返還いただいている。

○鈴木委員：過去に返還の該当になった方は何名いたか。

●子育て応援課長：過去17名に交付している。そのうち12人が保育士になり、さらにそのうち11人が市内の保育施設に就業していただいている。

○鈴木委員：この条件満たした方は11人であり、6名の方には返還していただいたということでしょうか。

●子育て応援課長：委員お見込みの通りである。

今回の決算においても、歳入の中に返還金として計上している項目もある。1名の方が現在返還中である。

3款2項6目 放課後児童健全育成費

○西本副委員長：3款2項6目、学童保育事業が12学童となっているが、事業実績は13学童保育室となっている。別に特殊な学童があるのか。

●子育て応援課長：学童保育事業の中事業名は11学童保育、事業実績は15学童保育室に訂正させていただく。

こちらは市内の公立学童11ヶ所、学童保育は、1教室を1単位として数え、11ヶ所に15教室あるというふうにご理解いただきたい。

○西本副委員長：子育て支援センターつくし運営事業について、附属資料の次ページには「ゆりかご」「みるく」の利用者数が出ているが、つくしの利用者数は、出ていないか。

●子育て応援課長：子育て支援センターつくし運営事業の事業実績は、令和5年度の利用人数は6,639人になる。

3款3項 生活保護費

○鈴木委員：被保護世帯数、被保護人数に関しては、令和4年とほぼ同数だが、令和4年と比べ決算額が5,200万ほど多くなっている理由を伺う。

●社会福祉課長：生活保護費については、令和5年度の支出額が6億8,388万円、

前年度が6億3,184万円でしたので、前年比で5,203万円増加しており比率にして約1.08倍になっている。生活保護費の中で、約半分を占めているのが医療扶助費でありこちらが増加していることが1つの原因である。医療費の扶助費だけでも、令和5年度が3億4,242万円で、前年に対し3,690万円も増加している状況である。

○鈴木委員：現在生活保護を受けている方の年齢層を伺う。

●社会福祉課長：令和5年度の世帯数が350世帯、このうち高齢世帯が180世帯であり高齢者世帯が非常に多くなっており、高齢者世帯が約52%占めている。また、単身世帯が多く3,350世帯中、297世帯、生活保護世帯のうち約85%が単身世帯である。平成25年は世帯数が304名であり、1.15倍に増加している。人数にすると、令和5年度が415人、平成25年は417人で、人数的には10年前とほぼ横ばいになっている。令和5年度の単身世帯が297世帯、平成25年度が233世帯で、単身世帯が1.27倍と増加している。また、高齢世帯についても、令和5年度は181世帯だが、平成25年度は120世帯であり、高齢世帯も1.5倍に増加している。

4款1項1目 保健衛生総務費

○石川委員：新型コロナワクチン接種事業の不用額が合わせると2億7,107万4,000円となるが、この不用額は何か。

●健康増進課長：ひとつは令和5年度の秋接種分として補正で計上した予算である。もうひとつは、令和4年度の予算を令和5年度に繰越明許したもので、令和5年度の春に接種を実施した分である。令和5年度の春接種分は不用額が2億3,376万8,000円と大きく、理由としては繰り越した当時は、特例臨時接種が1年延長されたため、春の接種分の対象者が明確でなく、令和4年度の予算をほぼ全額繰り越しを行った。しかし、対象者が限定され、65歳以上及び医療従事者、高齢者施設の従事者、BMIで30以上の方という限定になったため、不用額が出ている。また、接種率についても、当初の初回接種より少なく、令和5年度の春接種分については、接種率が59.5%、令和5年度の秋接種分については、6ヶ月児以上の希望する市民全員対象としたが、接種率が19.7%ということで不用額が大きく発生した。

○西本副委員長：伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の補助金について、出産応援給付金は632人に対し、子育て応援給付金で人数が減少する理由を伺う。

●こども家庭センター長：令和4年度分についても遡って申請できるもので、その分も合わせて支給している。

出産応援給付金632名の内訳が、遡及分で令和4年度分で223名、令和5年度通常分として409名、子育て応援給付金472名の内訳が、令和4年度遡及分が114名、令和5年度通常分が358名となっている。

○西本副委員長：子育て応援給付金で人数が大きく減っているという現状ではないということでしょうか。

●こども家庭センター長：委員お見込みの通りである。

10款1項 教育総務費

○鈴木委員：学校教育運営事業について、決算額が9,207万5,000円で令和4年度から約2,400万円減少しているが、事業内容でなくなったものがあるのか。

●学校教育課長：令和4年度については、小学校に大型モニターを設置するという

ことで、約 3,000 万円の経費がかかっている。逆に令和 5 年度には、南河内小中学校のスクールバスが運行になり、借上料として 700 数十万円かかっているため、差額として 2,000 万円減になっている。

○西本副委員長：幼児教育・小学校教育連携事業について、事業内容は 1 月から 2 月に園児の学校見学、2 月に情報交換会を行うものか。

●学校教育課長：幼小連絡協議会を年に 3 回行っている。1 回目が小学校の事業を幼稚園の先生方が見学にする、2 回目が幼稚園の事業を小学校の先生方が見学する事業を行っている。こちらについては経費がほとんどかかってない。3 回目については、小学校の入学を控えた園児が小学校を見学する際に、小学 1 年生や 2 年生が幼稚園児と一緒に活動できるような、折り紙を購入する等の消耗費がここに計上されている。

○西本副委員長：幼小連絡協議会はどのような方で構成されているのか。

●学校教育課長：幼稚園の先生方から代表 1 名ずつ、小学校の 1 年生の担任の先生方が集まり、小学校と幼稚園をつなぐ、連携の会議等を行っている。また、幼稚園からのつなぐ学びとして、栃木県の幼児教育センターの先生の講話を実施し、校長先生や先生に参加していただき、研修なども行っている。

10 款 1 項 3 目 教育研究所費

○鈴木委員：10 款 1 項 3 目、教育研究振興事業について、事業実績に部活動地域移行検討委員会の支出があるが、現時点での地域移行に向けた状況について、伺う。

●学校教育課長：昨年度の年 3 回、実施した部活動地域移行検討会の意見等をもとに、今年度、部活動の地域クラブ活動への移行を開始している。来月 10 月から石橋中学校の卓球部、南河内第二中学校のサッカー部で休日移行が始まるということで、先日石橋中学校の卓球部の保護者会で、教育委員会事務局から説明させていただいた。現状としては今 2 校が動き出している。なお、国分寺中学校、南河内小中学校も今年度中に 1 つの部活を、地域クラブ活動への移行を進めるため、調整を図っている。

○鈴木委員：10 月から始めるということだが、休日のみとある。他の中学校も同じく休日から始めるということではよろしいか。

●学校教育課長：基本的に国の方向性が休日の部活動の地域クラブ活動への移行となっているため、本市においてもまず休日から始め、すべての部活において休日移行が完了するとき、または、少しずつ平日も移行できればと考えている。

○鈴木委員：地域移行に関して、部活動を学校教育の一環として移行していくのか、それとも学校教育としては切り離して移行していくのか、教育委員会の考えを伺う。

●学校教育課長：最終的には、学校教育から切り離す方向ではあるが、すぐ実現することは難しい。なぜならば、学校教員が部活動に関わっている平日については、まだ改善されないためである。改善される頃には国の方針としては、基本的に学校と相談することとなっているため、国の動きに合わせていく。しばらくの間は、学校教育の方とも関わっていく。

○西本副委員長：地域の方は、地域移行の現状を知らないのではないか。情報を知らせるにあたり、現在どのような活動をしている、または活動する方向でいるか。

●学校教育課長：10 月に行われるタウンミーティングにて、教育長から地域クラブ活動への移行についての現状と今後について説明する機会を設けている。同時に、ホームページ等を構築し、地域の皆様の方にも周知ができるようにしていく。

○西本副委員長：告知の方法としてはタウンミーティングと、ホームページ、それ以外に何か検討しているか。

●学校教育課長：広報誌にも部活動地域だよりとして来月号から掲載し、現状を周知していく予定である。それも定期的に行いながら、地域の方に少しでも還元できる方法も含めて検討していきたい。

○秋山委員：部活動の地域移行について、どういう予算を組んでいるのか伺う。また、国の施策で結局働き方改革をするために、地域移行を行うこととなっているが、今まで文科省で施策地域移行ということで、施策を掲げてきたもので2つ失敗している。その点をどのように認識しているのか。

●学校教育課長：まず部活動の地域クラブ活動への移行の予算関係については、補正として今回計上している。国・県の方の支援をいただき、今回200数十万円が国から補助が入ることが決定している。その補正で、指導員への指導費並びに地域クラブ活動への移行となると、今まで使えた日本振興センターの保険が使えなくなるため、新たに別の保険にも加入しなければならない。その予算等を確保したもので、補正の方を組ませていただいている。国の施策については回答が難しいところである。

○秋山委員：250万を補正で考えているということだが、サッカーと卓球で1名ずつか。

●学校教育課長：卓球は1名で、サッカーは2名になる。

○鈴木委員：3名で土日をお願いする場合、この予算でどういう計算をするのか。地域クラブ活動への移行はボランティアではできない。しっかりと取り組んでもらうためには、それなりの報酬を払わないと、長続きしない。また、大会の引率時に事故が発生した場合や、裁判になった場合どうするのか。この予算でお願いするのは難しいのではないか。この算出根拠を伺う。

●学校教育課長：国では、1時間当たり1,600円という時給の指定が出ている。休日の通常練習のときには3時間勤務であり、1回当たり4,800円の計算となっている。大会や練習試合等の場合は、5時間分の時給換算として計算している。土曜か日曜のどちらか1日の勤務時間になっており、それらを計算すると、ボランティアよりは、きちんとした形で支払いをしていくということになる。また、保険関係の方でも、指導者の保険として、引率・大会運営上のけがのときも保障できる指導者の保険にも加入しており、ある程度の安全は確保できているのではないかなと考えている。

○秋山委員：2つの学校は方向性が決まってきたが、他の学校についてはどのように考えているか。また、指導者の確保と育成が大きな課題である。予算だけでなく指導者への待遇の改善、働きやすい環境づくりを行っていただきたい。

○石川委員：先程の保険の説明について、誰のための保険が必要なのか。

●学校教育課長：学校内の活動については、現在加入している日本スポーツ振興センターという保険が子供たちには適用される。しかし、今度学校外活動になるため新たに活動をするための保険が必要になってくる。子供たちの保険加入と、指導者が、様々なトラブルに巻き込まれないようにするため、指導者への保険として2つの保険に入る。

以上です。

○石川委員：土日のための保険を新たに加入するということによろしいか。

●学校教育課長：委員お見込みの通りである。

○石川委員：何か補足を考えなければならないのではないかと。県や国への提言が必要ではないか。

●学校教育課長：国・県が子供たちの新たな保険と指導者への保険、指導者の指導費を補助する旨が国から提示され、今回の補正に計上している。

○村尾委員：インクルーシブ教育について、特別教育支援教育推進事業には、6万円の決算額の内訳は、教育支援委員会の委員の報酬のみである。また、インクルーシブ教育の推進に向け、研修を行ったとあるが、誰に対しての研修か。

●学校教育課長：学校の教職員向けの研修である。令和5年度については、こばと園の心理師の講話を実施した。そこで、発達障害等を持つ子供たちへの何気ない対応に対しての気づきと、関わりについて、説明いただいた。また、教育支援委員会関係の委員について、実際に経費としてかかっているのは、医師の経費のみであり、報酬等は発生していない。

○村尾委員：保護者以外の地域の方々の理解を深めていく手段はいかがか。

●学校教育課長：基本的には学校教育としては、保護者、子供たちが対象になっているのが中心であるが、特別支援関係については、福祉部局とも連携しており、様々な福祉部局が実施している研修などの案内等も、教育委員会を通じ保護者等にも配布し、市全体を挙げて、この推進をしている。

○村尾委員：社会福祉全体として、地域の方々に特別支援教育に関して、どのような啓発、研修を企画しているのか。

●健康福祉部長：特別教育支援に特化したものは難しい、少ないというところである。

●社会福祉課長：社会福祉課の中に障害児者相談センターがあり、そちらの機関を通して、または社会福祉協議会と連携し様々な普及啓発活動というものは行っている。イベントとしては、障害福祉セミナーや、下野福祉フェスタ、障害者の週間障害者週間があり、そのタイミングで、普及啓発促進として事業を行っている。社会福祉課だけではできないものもあるため、関係する機関と連携しながら、普及啓発促進を推進していきたい。

○秋山委員：発達障がい児の増加に対し、市として原因究明や予防策、予算要求等に積極的に取り組んでいただきたい。

○西本副委員長：部活動の地域クラブ活動への移行について、卓球の先生が来る場合、卓球の顧問の先生はいなくなってしまうのか。

●学校教育課長：平日は学校で行っているの、基本的には顧問の先生は在籍している。

10 款 1 項 3 目 教育研究所費

○鈴木委員 10 款 1 項 3 目、学校教育サポートセンター整備事業について、令和5年度の決算額 49 万 9,000 円で、繰り越しが 1,600 万ほどあるが、繰り越した事業内容について伺う。

●学校教育課長：令和4年度中に、本来であれば設計業務が完了する予定だったが、設計の方が遅れたため、令和5年に繰り越した設計業務費の繰越額である。

○鈴木委員：何が原因で遅れたのか、その詳細を伺う。

●学校教育課長：ゼロカーボンシティ宣言の市の方向性に則り、ZEB 認証を取得す

る建物に設計変更を行ったということで、設計業務の方はすべて完了して入札を行っている。間もなく業者が決定し、建築業務が始まるが、計画では、ZEB 関係は考えてなかったが、実際はニアリーZEB の認証をいただけるような設計で進め、この後建築が進む予定である。

○鈴木委員：その後のスケジュール詳細をわかる範囲で伺う。

●学校教育課長：9 月に入札、10 月から建築関係が開始し、当初の予定では3 月には建設が完了、4 月に建築の確認検査を行い、5 月中に移転をするという計画で現時点では考えている。

○鈴木委員：5 月中に移転ということだが、現在、サポートセンターの契約はいつまでか。

●学校教育課長：当初は3 月で退去ということだったが、設計業務が遅れているというところで、NTT 研修センターの方にも、問い合わせを行い、2 ヶ月程度であれば、延長可能と許可をいただいている。5 月末までは契約の方が延長している。

○西本副委員長：10 款1 項3 目、児童生徒英語教育推進事業で、英語検定料3 級以上の助成を行ったとあるが、現在英語検定を受ける子供たちは何人か。小学校でもいるのか。また、大学の推薦においても、英語検定ではなく TOEIC の点数が大体基本になっていると思うが、TOEIC に助成をしていくというような考えはないか。

●学校教育課長：昨年度は141 名受験しており、そのうち小学生が20 名受験している。文部科学省で、英語検定の3 級取得能力を持っているかが毎年調査されており、今年度も新聞等で栃木県が40%という結果が出ていたと思う。これらの結果から、英語検定の補助をしているという現状であり、方向性が変われば、TOEIC 等への移行について何らかの形で変更等も加えたり、またプラスするという必要になるのかなと思うが、現時点では、英語検定の取得の補助ということで説明させていただきたい。

○西本副委員長：国がそのような英語検定を推奨しているということで仕方がない点があると思うが、実際の大学受験等では、TOEIC の点数によっては英語試験が不要になってきている。英語検定は受験時の査定の中で使用されないため、TOEIC が世界共通になってきているので、独自に支援を進めていくことも、オリジナルな下野市の教育としてもいいのではないかなと思う。

令和 6 年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和 6 年 9 月 13 日 (金) 午前 9 時 30 分 ～ 午後 15 時 15 分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	相 澤 康 男	副委員長	○	西 本 由 利 子
委 員	○	村 尾 光 子	委 員	○	秋 山 幸 男
委 員	○	石 川 浩	委 員	○	鈴 木 一 司
			出席 6 人 欠席 0 人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
健康福祉部長	荻 原 剛	教 育 次 長	高 山 正 勝
社会福祉課長	川 嶋 恵 美 子	子育て応援課長	浅 香 浩 幸
こども家庭センター長	大 山 良 雄	高齢福祉課長	大 口 貴 史
健康増進課長	間 板 崇	教育総務課長	米 井 正 和
学校教育課長	石 島 直	生涯学習文化課長	野 口 修 一
文化財課長	伊 藤 隆 行	スポーツ振興課長	根 本 宣 明

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	五 月 女 治	議 事 課 長	大 門 啓 美

○議員傍聴者 石川信夫議員、五戸豊弘議員、貝木幸男議員

○一般傍聴者 なし

再開

10 款 2 項 小学校費

○石川委員：10 款 2 項 1 目、小学校共通管理事業の事業目的及び概要について、腎臓検診とあるが、昔から毎年行っているのか、また理由を伺う。

●学校教育課長：いわゆる尿検査を行っており、障害等があるかどうかを全児童を対象に行っているものである。

○石川委員：小学校施設管理者事業の事業実績に、石橋北小学校公共下水道受益者負担金 8 万 7,000 円とあるが、石橋北小学校だけの理由を伺う。

●教育総務課長：石橋北小学校区域にて、公共下水道が供用開始になったため、それに伴い公共下水道の受益者負担金が発生している。

○石川委員：小学校のスクールバス運行事業の事業実績について、スクールバス安全装置支援事業補助金 34 万 9,800 円は、バス会社に対して補助金を出したと理解できるが、県のものか。

●教育総務課長：県の補助金がある。

○石川委員：県の補助金は、県支出金の 17 万 6,000 円でよろしいか。

●教育総務課長：委員お見込みの通りである。

○鈴木委員：小学校スクールバス運行事業について、国分寺西小学校のバス 2 台、南河内小中学校にも 6 台ほどあると思うが、一括管理できないのか。

●教育総務課長：南河内小中学校は、学校教育課の予算のもと、今別途契約をしている。使い勝手についても若干違うところがあり、国分寺西小学校のスクールバスについては制限があり、外部評価委員会において委員から指摘があったが、現在両方とも契約期間中であるため、契約満了の際に新たな契約を結ぶときは、同様の条件で契約するよう調整していく。

○鈴木委員：国分寺西小学校の契約満了はいつごろになるか伺う。

●教育総務課長：現在、5 ヶ年の継続契約をしており、期限が満了になるのは令和 8 年度のため、令和 9 年度の 3 月いっぱいになる。

○鈴木委員：令和 8 年度以降、再契約するときには、南河内小中学校と同じような契約にするという考えでよろしいか。

●教育総務課長：予算もどちらか一方にし、契約できるよう、調整は現段階からしていきたいと考えている。

○相澤委員長：明細はどんな形になるのか。

●教育総務課長：国分西小学校区の生徒の登下校の運行と、それ以外については、校外学習で 8 日間、夏休みについては 6 日間で、14 日しか使えないというところである。学校教育課のスクールバスについては、リースということで費用の負担はあるが、もう少し幅広く使えるため、使い勝手等を統一していきたいと考えている。

○西本副委員長：スクールバス運行事業について、南河内小中学校と国分寺西小学校のスクールバスの業者名を伺う。

●教育総務課長：国分寺西小学校区の業務については、ちとせ観光が行っている。

●学校教育課長：南河内小中学校のスクールバスについては、栃木交通バスが担当している。

○鈴木委員：スクールバス運行事業に関して、現在教育総務課が、国分寺西小学校のスクールバス 2 台を管理し、学校教育課で、南河内小中学校のスクールバス 6 台を管理しているということだが、一括で、例えば予算書の管理はできないか。

●教育総務課長：南河内小中学校の方はリースで行っており、国分寺西小学校はち

とせ観光のバスを借用しているため、予算の一括管理は難しいが、契約満了に伴い、使用方法も含めて検討し、予算は一本化していきたいと考えている。

○西本副委員長：小学校コンピューター管理業務について、事業実績に機器設置設定業務とあるが、どういう意味なのか。また毎年発生するものなのかそれともリースが始まった初年度だけ発生するものなのか伺う。

●教育総務課長：各地区小中学校の PC 等の設置業務ということで、毎年計上されているものである。

○西本副委員長：毎年その設置設定を委託しているということか。またどのような内容か。

●教育総務課長：今年度については小学校地区ごとになる。例えばサーバー設定の業務委託、無線のアクセスポイントの増設業務等、毎年地区ごとに順番に行っている。

○西本副委員長：地区ごとに何を行っているのか。

●教育総務課長：地区ごとに PC 等の設定業務委託やサーバーの設定業務、アクセスポイントの増設の業務委託を行っている。

○西本副委員長：この名称だけであれば、新しい機械を設置することと理解したが、そうではないということか。

●教育総務課長：今年度については新たに入った機械の設定業務である。

○西本副委員長：新たに入った機械の設定業務だが、毎年かかるということか。毎年、サーバーの入替等を行うということか。

●教育総務課長：毎年ということだが、地区ごとに行っており、設定業務が終了すれば翌年はない。また新たな機械を入れ替える際は、その設定業務が発生してくる。

○西本副委員長：リース期間はどれぐらいか。

●教育総務課長：概ね 5 年である。

○西本副委員長：特にこのコンピューター関係は、細かく教えていただきたい。

○石川委員：リースが 5 年で、地区ごとに 600 万円ぐらい毎年かかる。3 年間は 600 万円ぐらいかかり、その後 2 年間はかからない。またその後の 3 年間は 600 万円かかり、2 年間はかからないという理解でよろしいか。

●教育総務課長：1 地区について 5 年ということで、最初の設定が終了し、次のリース期間が終了してからまた設定をするということになる。3 地区それぞれ別の連動で行っているため経常的には近くなっていくと思われる。

○石川委員：600 万円がかからない年もあるということで理解した。

○秋山委員：パソコンの導入は将来社会人になった際に役立つが、国語力の低下が危惧される。導入による効果はいかがか。検証は行っているのか。

●学校教育課長：そのために、従来からの日本的な教育のよさというものを継承しながら新しいものを取り入れていくというような、流れにはなっている。実際に学校現場では、書く活動や読む活動をしっかりに行わせるとともに、調べる活動が必要な場面でパソコンなどを有効に活用する等、学校の授業の中で、有効な活用方法については、検証しているがはっきりとしたデータまでは検証ができてない。

○秋山委員：最も一番肝心なことは、便利になることで生じる弊害に対しどうするのか。今後、パソコンを使用して教育する中で、どのような使い方をするのか。パソコンを有効活用して、下野市の学力が上がるように努力していただきたい。併せてそれに伴う弊害も、しっかりと検証していただきたい。

10 款 2 項 2 目 教育振興費

○西本副委員長：10 款 2 項 2 目、小学校教育振興事業について、事業実績に各学校の経費が出ているが、一番少ない細谷小学校は 82 万 4,597 円、国分寺小学校は 390 万 7,306 円とあるが、この差はどういうところで出るのか。

●学校教育課長：こちらの学校の予算を割り振る際に、学級数それから児童数も含めて、計算をしている。

基本的に必ず経費については、ある程度一律で分配する。特に運動会や卒業式学校行事に関わるものの予算であり、子供たちの数、クラスをもとに算出しているため、国分寺小学校は 600 人を超えている。細谷小学校は全生徒で 57 名のため、差がついている。

○西本副委員長：例えば運動会では、子供の数が少なくても多くても、最低限経費がかかるものがあると思う。器具や備品も借りているという話を聞いたこともあるが、行事の最低限の備品は、小学校の大小にかかわらず、学校には割り当てられているのか。

●学校教育課長：細谷小学校に限ったことではないが、基本的にはまず最低限の各学校に必要なものについては、予算を分配した後、子供たちの人数分という形で、配布している。細谷小学校以外でも、きちんとした器具が買えず、数年間かけて大玉をようやく購入した学校もあり、その点については学校の裁量でやっていただいている。

○西本副委員長：入学式、卒業式、運動会は一番学校に人も来るため、なるべく大きな差がないように、これからも努めていただきたい。

○秋山委員：学校に対しての予算づけはどのようにしているのか。

●学校教育課長：学校に関わるすべての予算について、全ての学校に対し、まず教育委員会で案を出させていただく。実際に予算ヒアリングとして、各学校の教頭先生、事務主任生からの意見を伺い、調整しながら、学校のニーズに合わせた形での予算を計上している。

○秋山委員：人数に応じた予算配分では、公平性が保たれない。また、学校側に対し節約を促し、達成されれば評価をしていくことも必要ではないか。少額だとしても、積み重ねが大きな数字になっていくため、改善に取り組んでいただきたい。

10 款 3 項 3 目 学校改修費

○石川委員：10 款 3 項 3 目、南河内第二中学校トイレ改修事業について、1ヶ所当たり約 1,500 万円、合計で約 9,100 万円かかっている。他の学校でも過去に同様の改修事業があったと思うが、同じく 1ヶ所約 1,500 万円かかったのか。

●教育総務課長：トイレ改修工事については、最初に行った工事費と比較すると、物価高騰もあり増額している部分もあるが、概ね同等の金額で発注はしている。

10 款 3 項 1 目 学校管理費

○村尾委員：10 款 3 項 1 目、学校管理費について、使用料 25 万 6,707 円とあるが、附属資料には授業目的公衆送信補償費というものがある。内容と支払先を伺う。

●学校教育課長：使用料の授業目的公衆送信補償金については、デジタル教材に係る著作権の年間の使用料という形になる。小学校では 1 人当たり、年間で 120 円、中学校では義務教育学校の後期課程も含むが、180 円を人数分支出している。支払

い先については後程回答させていただく。

○村尾委員：いつ頃から開始したのか。また、毎年これは支払うべきものなのか。

●学校教育課長：授業目的公衆送信補償金制度というものが開始したのが、令和2年の12月、平成30年に著作権法の改正を受け、令和2年度の12月から施行されたため、令和3年度から、本市においても支出している。なお、支払先については監理団体というものがあり、そちらに一括で支払いをしている。

○村尾委員：これは授業で使うタブレットでデータを検索する際の著作権か。

●学校教育課長：委員ご指摘の通りである。

10款4項1目 学校管理費

○鈴木委員：10款4項1目、義務教育学校施設整備事業について、南河内小中学校のプールの塗装改修工事の費用に約600万円かかっているということだが、実際、1年間で使用している日数を伺う。

●学校教育課長：基本的にプールに入れる期間が、6月から夏休み明けぐらいまでのため、6月の初旬から、夏休み前までが授業での実施等になっている。学校の方に確認を取ってないため、年間何日ぐらい活用したかは回答できない。

○鈴木委員：6月から9月上旬までの約3ヶ月の使用でも毎日使っていないと思うが、それに対し、600万円かけたということに対し、費用対効果を考えるとどうなのか。例えば、ふれあい館を使用するということは考えなかったのか。

●学校教育課長：南河内小中学校のプールは、5学年からしか入れないプールになっており、1年生から4年生までは、ふれあい館のプールを利用し、両方活用しているのが南河内小中学校の現状である。

○鈴木委員：5年生から使用ということは、例えば水深の問題があり多分使えないのかと思うが、5年生もふれあい館を使ってもよかったのではないかと。600万円かけて、1年間で何ヶ月しか使えないという状況を考えれば、そちらの方がよかったのではないかと思うがいかがか。

●教育総務課長：ふれあい館は指定管理で経営しており、一般の利用者もいるため、現状前期課程での使用までしかできないという調整のため、現在は前期課程がふれあい館、6年生以上が現在のプールを使用している。

○鈴木委員：今回の塗装改修は、何年ぐらいもつのか。

●教育総務課長：塗装については、プール設置から約30年経過しており、30年で現在の状況ということで、少なくとも20年強は、現在の塗装で問題ないというふうに想定している。

○鈴木委員：この後も国分寺小学校・中学校の建設というものも始まっていくと思われるが、今後プールの設備維持管理はどのようにしていくのか方向性を伺う。

●教育総務課長：プールの方向性というのはまだ現段階では示していないが、例えば細谷小学校については、今年度不具合を起こし、使用できないため、来年度は、海洋センターを使用いくということで検討している。プールの方針については、なくすということで考えると代案を用意しなければならないため、海洋センターやふれあい館等がどの程度使用が可能なのかということも検討する。国分寺小学校・中学校については他のプールとの兼ね合いを考慮し、検討の方をしていきたい。しかし、定員方は限られているため、調整は難しいのではないかと考えている。

○鈴木委員：例えばふれあい館や、海洋センターを整備し、各小中学校のプールは使用しないとした方が、費用的にかかからないのではないかと思う。そういった点

も含めて検討していただきたい。

●教育総務課長：今後プールの更新時期を迎える際には、使用方法について委員のご意見を参考にしながら方針を立てていきたいと思う。

●学校教育課長：先ほど村尾議員からご質問があった授業目的公衆送信保証金の支払い先について、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会、略称として、SARTRAS となる。

○秋山委員：協会の事業内容を伺う。

●学校教育課長：後程報告させていただく。

●学校教育課長：先ほどの鈴木委員のご質問について、まず南河内小中学校のプールの利用状況は、時間割上、ほぼ毎日、6月の中旬から夏休み前まで入っている。各クラスその期間中に9回ほど入っており、プールの使用日数は11ヶ月だが、ほぼ毎日毎時間入っている状況である。

2点目の秋山委員からの授業目的公衆送信補償金関係の企業の事業内容について、この協会の中に新聞関係、言語等教育著作権関係、視覚芸術、教育著作権関係、それから出版関係、音楽等、それと映像等の協会関係が、社員として入っている団体であり、活動内容としては、教育機関などの団体が年間の使用料を払うことにより、権利者を探さなくてよい、手続きの手間がかからないというような利点がある。支払った金額等については協会から補償金の支払いということで、関連の著作権を持つ監理団体等に分配金として払っている。

10 款 5 項 1 目 社会教育総務費

○村尾委員：10 款 5 項 1 目、社会教育総務事務費の負担金について、25 万 500 円の内訳の中に、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会関係市町負担金 13 万 2,700 円とある。視聴覚ライブラリーはあまり利用されていないのではないと思うが、その実態はいかがか。今後、視聴覚ライブラリー協議会はどういう方向に向かう見込みか。

●生涯学習文化課長：昨年度の利用は、学校が 8 件程度で主に人権教育の教材中心に偏っている。現在、栃木市からも費用対効果的に今後継続かどうか審議が回ってきており、内部でも学校関係で再度利用状況を確認し、今後どうするか検討をしている。

○村尾委員：学校が 8 件ほど借りているということだが、市内の学校か。

●生涯学習文化課長：委員お見込みの通りである。

○村尾委員：社会教育事業の市こども会育成会連絡協議会への補助金について、どのぐらいの団体が子供会へ加入しているのか。また、近年、子供会そのものが解散していく傾向が強いのではないかと思うが、どのような活動をされているのか。

●生涯学習文化課長：現在、下野市こども会育成会連絡協議会に加盟している団体が大きく分けて 2 つあるが、石橋地区は加盟していること子供会の単位がなくなっている。国分寺地区は単位子供会が連合したものが残って連合会があるが、南河内地区もその南地区全体を取りまとめる子供会連合会はなくなっている。しかし、南河内地区は、各役員の 1 丁目や谷地賀といった単位子供会の方が、13 残っており、現在は国分寺地区の連合会と、石橋の個別の連合会の代表からこども会育成連絡協議会の方を形成し総会等を行っている。

○村尾委員：青少年育成事業の支援体制の強化はどのようなことを示しているのか伺う。

●生涯学習文化課長：ジュニアリーダーズクラブの会員数の減少が問題であるが、存続するためメンバーの募集に力を入れながら、各種イベントやボランティア活動を通し活動を支援している。

○村尾委員：支援体制を強化したということは、例えば、担当職員を増やしたということではないか。

●生涯学習文化課長：職員自体の数が増えておらず、主担当の職員も増やしていない。

○村尾委員：人権教育支援事業の委託料の内容を伺う。

●生涯学習文化課長：昨年 12 月 2 日に、人権教育講演会として LGBTQ をテーマに、開催した講演会の業務委託である。

○村尾委員：市の単独事業か。

●生涯学習文化課長：こちらのイベントに関しては、下野市と下野市教育委員会の事業になっている。下都賀地区では、教育事務所が主催した講演会があり、動員もお願いしたこともあったが、この事業については市の単独事業となっている。

○村尾委員：生涯学習による協働のまちづくり支援事業とあるが、参加者数はどのくらいだったか。また、そこ出た若者の意見はどのように活用されるのか。

●野内生涯学習文化課長：人まちづくり事業として、NPO 法人の青二才に業務委託し、バーカウンターのようなものを設置して、大学生 3 名、高校生 4 名程度と、社会教育士がコーディネーターになってトークセッションを実施した。

○村尾委員：そのトークセッションで出た意見をまちづくりに反映するってことが目的だと思うが、どのようにしたのか。

●生涯学習文化課長：後日取りまとめたものを確認して報告する。

○西本副委員長：社会教育事業の、二十歳のつどい・年輪のつどい集合記念写真の報酬が 182 万 2800 円とあるが、設営費が多くを占めているのではないかと思うが、この設営費は 3 会場で幾らか。

●生涯学習文化課長：公民館で行っているため、設営費はあまりかかっていないが、実際の主な支出の内容が記念品として参加者に対しての集合写真の方を配布が主な事業費の内容になっており、こちらに記載の通り、二十歳のつどい・年輪のつどいを合わせて、182 万 2,800 円のものを計上している。

○西本副委員長：設営費はこの中では、どのようにになっているのか。

●生涯学習文化課長：垂れ幕や看板は消耗品としてかかっていると思われるが、業務委託についてはかかっていない。

○石川委員：二十歳のつどい・年輪のつどいでかかる職員時間や日数はどのくらいか。

●生涯学習文化課長：現在、開催に向けて準備が始まっているところだが、まず 2、3 日かけて対象者の抽出を行う。その後対象者の中から実行委員を募集し、打ち合わせを行う。2 人の職員で 30 日程度の業務がかかっていると思われる。当日についても、市長・副市長、教育長を始め、当日は生涯学習文化課の職員が総動員で式の運営に努めている。

○石川委員：他の仕事を止めてしまう点と、下野市を一体とするという意味で業務日数や時間を加味すると、1ヶ所で開催せざるを得ないという危機感で実施いただ

きたい。

●生涯学習文化課長：令和6年度の準備は各公民館の方で進めているが、令和7年度については市制20周年を迎えるにあたり、内部では、自治医科大学の講堂を使用して実施したいと考えている。

10 款 5 項 3 目 文化財保護費

○石川委員：10 款 5 項 3 目、文化財保護事業について、史跡除草・小金井一里塚伐採業務等で430 万円上がっているが、これは今回だけ伐採という業務が入っているため400 万円という高額な金額なのか、或いは毎年なのか。また、下野国分寺跡保存事業の除草清掃員報償費24 万円とあるが、この差は何か。

●文化財課長：史跡除草・小金井一里塚伐採業務委託、435 万 6,044 円については、小金井一里塚の樹木の防除と剪定に170 万 5,000 円。市内指定史跡の維持管理に129 万 3,850 円。こちらについてはシルバー人材センターを活用して作業している。その他、昨年度は、尼寺跡にクビアカツヤカミキリが発生し、そちらの伐採で、29 万 9,200 円、風土記の丘もクビアカツヤカミキリで伐採し、同じ金額29 万 9,200 円を支出している。下野国分寺跡保存整備事業の除草作業報酬に24 万計上させていただいている。こちらについては、国分寺跡の除草清掃作業員の報償費として、2 名分を年間通じて、支払っている。こちらについては、業者による維持管理では賄えない、細かいところを、シルバー人材センター2 名の方に、除草の作業をお願いしている。

○石川委員：最初の方の435 万円の方は、令和5 年度だけ高かったということか。

●文化財課長：クビアカツヤカミキリ被害木の伐採については、昨年度から発生したためその分増えているが、それ以外は、例年、小金井一里塚等の維持管理にかかってくる費用となる。

○村尾委員：10 款 5 項 3 目、東の飛鳥プロジェクト整備事業について、歴史的風致維持向上計画の重点地域である薬師寺地区の街なみや文化財を活用した地域づくりに関連して、令和5 年度に協議会による先進地視察を行ったと説明があるですが、どこを参考にし、委員は何人の方が行ったのか。

●文化財課長：視察先については、群馬県の甘楽町で、歴史、まち関係の事業に取り組んでおり、甘楽町にある、楽山園が国で名勝地に指定されており、そちらを含む歴史的風致維持計画を先進地として視察を行った。

○村尾委員：ぜひ本市でも取り入れたいと思うような手法があったか。

●文化財課長：名勝地や、武家屋敷町屋といった地区があり、例えば雄川堰とそれにまつわる歴史的風致や、小幡八幡宮例大祭に見る歴史的風致、また、こんにやくの生産に関わる歴史的風致、ちいじがき集落における歴史的風致、瓦製造に関わる歴史的風致ということで、幾つか関連する文化がある。それらに関する計画を作ったということであり、下野市においても薬師寺の他に八幡宮や、御鷲山古墳、町並み、またかんぴょうの生産拠点として、それらを含めて、歴史的風致という形で参考にさせていただいた。

○西本副委員長：10 款 5 項 3 目、史跡保存整備事業の事業実績に史跡公有化に伴う土地購入費1,443 万円あるが、後程購入した土地のこの図面をご提出いただきたい。

●文化財課長：後程図面の方は提出させていただく。

○西本副委員長：議員全員協議会の際に、石橋公民館のロビー1階部分の人数は算出可能か伺ったが、その後後いかがか。

●生涯学習文化課長：石橋公民館は2階に学習室が48席、1階ミーティングスペースは48席の合計96席あり、令和5年度の学習室、2階の学習室の利用が6,200人、1階のミーティングスペースの利用が5,186名、合計で1万1,388名が利用していた。会議室の利用の全体が3万164人であり、約3分の1の方が会議室以外をしていた。その他、南河内公民館は1日大体5名から10名ほど大体年間毎日通っており、年間約1,500から1,600名程度の利用があるかと思われる。国分寺公民館は、1、2階合わせて40席程度のテーブルがあるが、サークルの打ち合わせ等では利用されているが、他の公民館に比べると若干、利用頻度は落ちる形になっている。今後も利用しやすい環境作りに努めていきたい。先ほどの村尾議員からのご質問の中の公費バーの実施状況について、コーディネーターの大学生4名の他、高校生19名が参加し、そのうち下野市の高校生は3名、他に宇都宮市は9名、小山市は3名、その他4名で合計19名が参加している。公民館もあまり利用したことがない子供たちが多く、その中で一番利用が多かったのが、公民館を学習の場として利用したいという意見が一番多く、またパソコンが使える席が欲しいという意見があり、それを受け石橋公民館でロビーや学習室を作り、自由に使えるという体制に繋がっているというふうに伺っている。

○西本副委員長：現状1万人以上の入館がない、また中高生の利用促進が目標だと思うので、今後実績の中にも、このような数が反映できるような出し方などをお願いしたい。

●生涯学習文化課長：来年度から反映した形にしていきたいと思う。

10 款 5 項 6 目 図書館費

○鈴木委員：10 款 5 項 6 目図書館管理運営事業について、令和5年度にも図書購入費で約1200万円計上されているが、各3館における購入冊数について伺う。

●生涯学習文化課長：後程報告させていただく。

●鈴木委員：図書管理運営事業について、入れ替えにあたり、選定はどのようにしているのか伺う。

●生涯学習文化課長：基本的には図書館運営委員会の意見の中で受けている。現在は、運営委員会の意見を入れながら最終的にはその図書館の職員と指定管理の方で協議して、決定している。

○鈴木委員：令和5年度の各入館者数を伺う。

●生涯学習文化課長：石橋公民館が9万6,060人。

国分寺図書館が6万3,621人、南河内図書館が4万9,536人である。

○鈴木委員：令和4年度と比較しても、各図書館増えていると思われるが入館者数の年齢層は把握しているか。

●生涯学習文化課長：後程報告させていただく。

○鈴木委員：今後、この3館をどのようにしていくか市の考えはあるか。例えば、各地域に1ヶ所ずつ置いておきたい、または統合して1ヶ所に集中したい。そういった点も含めて、今後どのように運営管理していくのか考えを伺う。

●生涯学習文化課長：、現段階では公民館の方も何とか耐用年数が、何とか保っている状態のため、今の段階では現状維持しつつ、将来的には建て替えとや施設の複合化を図っていく必要があるとは考えているが、何年度に統合するかといったこ

とは考えていない。

○鈴木委員：先ほど年齢層を聞いたのは、例えば、利用者が小中学生・高校生が多いのであれば、やはり各地域にないと、利用者数は1ヶ所に集中してしまうことが考えられるため、その点も踏まえて検討の方をしていただきたい。

●生涯学習文化課長：鈴木委員のご意見を参考に検討していきたい。

10 款 6 項 2 目 体育施設費

○石川委員：10 款 6 項 2 目、運動場管理事業について、以前、大松山運動の芝生の管理が 2,290 万円かかるという説明を受けた。これは委託料の 9,400 万円の含まれていると思うが、高額とも思う。同時に佐野市の運動場が、確か 1,000 万円か 1,100 万円と聞いたが、下野市は 2,290 万円が毎年かかる。例えば、プロのサッカー場の維持管理費と比較して安いのか。または同じなのか。2 つ目が、佐野市との違いは何なのか伺う。

●スポーツ振興課長：まず 1 点目、J ワンとか J ツーのサッカー天然芝の管理の面の費用と比較した資料がないため、正確には回答できないが、完成してから 5 年程度の天然芝のサッカー場ということで、丁寧に管理するため、このような経費がかかっていると思われる。プロのサッカー場は収容人数がさらに現状のものよりは大きくなるため、さらに維持費や管理費は上がると思われる。2 点目の佐野市との比較について、佐野市は指定管理という方式をとっており、サッカー場他全体的な維持管理の中で面積は同程度だが、1,000 万円ということで確認した。

管理手法については、比較していないため、改めて詳細をまとめさせていただく。

○石川委員：2,290 万円が毎年ずっとかかるようであれば、見直しをしなければいけないと思う。実際に人工芝の張りかえた場合に、例えば 5 年 10 年で見たときに、費用が上がるのか安く済むのか検証いただきたいがいかがか。

●スポーツ振興課長：現在の大松山運動公園内陸上競技施設のインフィールド、こちらは天然芝 4 種陸上競技場の規格として、4 種公認をとっている。こちらは投てき可能なインフィールドを設定するというので 4 種公認いただいている。こういった公認の更新関係も含め、仮に、天然芝から人工芝に変えた場合の比較コストはまだ検討はしていないが、インターネット等で調べたところによると、初期投資はそれなりにかかるが、維持費については天然芝より低いという情報もある。実際に他市町の人工芝に張りかえた例や、人工芝のメリット・デメリットといった情報も集めていく。また、維持管理費に係る部分も比較検討をする必要性も含め、これから研究していく。

○石川委員：現状、年間で 10 日ぐらいしか使えないという話も聞いている。人工芝の場合の使用日数、メリット・デメリットについても研究いただきたい。

○村尾委員：人工芝には PFAS も含まれていると聞く。こちらにも検討項目に含めていただきたい。

●スポーツ振興課長：そちらについても改めて検討を進めたいと思う。

《質疑・意見》

○秋山委員：薬師寺跡の移転後の整備はどのようにしていくのか。また、移転箇所の復元にも莫大な金額がかかり、国の補助も難しいのでないか。今後、市としてどのような取り組みをしていくのか伺う。

●文化財課長：現在、下野薬師寺後の第 3 期保存整備事業として回廊の再整備を予

定している。

3期計画の中では、金堂跡等も整備をしていくという形で、検討している。昨年、文化庁の補助金で購入した土地については、まだ具体的な整備計画はないが、まずは土地を乱開発されないように、保護するということが優先である。薬師寺跡の保存整備については、委員の大学教授等がその史跡地の整備にあたり、どのような整備がいいのかご意見をいただくことになる。文化財については、どのような形で整備をするかは行政と専門家の意見を取り入れて、実施設計をし、委員会の中で認められれば、文化庁から補助金の方も交付される。薬師寺保存整備事業のエリアについては、県道も走っており、古くからの集落もあるため、計画的に動かすということになると、区画整理事業並みの大きな事業になる。こちらについては、3期整備以降、検討していきたい。

○秋山委員：土地の保存だけで保存整備事業といえるのか。文化庁とも協議して、今後どのようにしていくのか、市として何ができるのか。曖昧な状態で進めるのではなく、明確な目標を定めてほしい。

10 款 1 項 3 目 教育研究所費

○村尾委員：確かな学力と芸術推進事業について、「令和の日本型教育」の提言を受けてとあるが、この令和の日本型教育というのは、どういうものか。

●学校教育課長：最新最先端の取り組みだけではなく、今まで築き上げられてきた日本の教育のよさというものを確認しながら、さらに今の時代に合った教育をしていくというものである。

○村尾委員：この提言を受け、具体的に何を見直したのか。

●学校教育課長：今回に関しては、吹奏楽の楽器等も含めた、芸術を推進していくところで、令和5年度については、吹奏楽部の楽器関係を購入した。

○村尾委員：その吹奏楽の楽器は、どこに何を配置したのか。

●学校教育課長：吹奏楽部のある学校が古山小学校1校と、中学校3校、義務教育学校1校の合計5校であり、各学校に希望を取り、その中から購入した。楽器については予算がかかるというところもあり、学校のニーズにできるだけこたえられるようにするため、希望のあった楽器すべてを購入した。

○村尾委員：令和の日本型教育の提言とは、特に国が補助金をつけて推進するというのではなく、日常的に教育行政を進めるにあたり、この考え方を取り入れる必要があるということか。

●学校教育課長：芸術推進事業というような予算項目になっているところもあり、この取り組みの概要については、時代時代に合ったものについて、必要なものを予算計上していくものである。

10 款 1 項 4 目 学校給食費

○村尾委員：小学校給食管理事業、中学校給食管理事業、学校給食センター管理事業それぞれに、非常勤職員の報酬がある。小学校は緑小に配置、中学校は南河内第二中となっているが、それぞれ額が違うが、これはどういう立場、職種の方か。

●教育総務課長：会計年度任用職員ということで年数により金額が異なる。配置について、緑小学校に1、南河内第二中学校に1名、国分寺学校給食センターに1名ということで、3名の会計年度任用職員がいる。

○村尾委員：どのような仕事をしているのか。

- 教育総務課長：給食の献立の作成や食材の発注業務等を行っている。
- 村尾委員：報酬はその勤務体系や経験により違うと思うが、緑小学校と南河内第二中学校はほぼ同額だが、国分寺学校給食センターの方は、半分ほどである。勤務体系が違うのか。
- 教育総務課長：国分寺学校給食センターについては、勤務形態は本人の都合上、半日といった単位でご協力いただいたため、金額が異なっている。
- 村尾委員：勤務しないときのカバーはどうしているのか。
- 教育総務課長：国分寺学校給食センターについては、県の栄養士があり、そのサポートを会計年度任用職員にやっていただいている。

10 款 5 項 3 目 文化財保護費

- 西本副委員長：東の飛鳥プロジェクト整備事業について、プロジェクトという言葉の定義は、確実に期限が決まっていることであるが、このプロジェクトの期限はいつ頃を設定しているのか。
- 文化財課長：東の飛鳥プロジェクト整備事業については、大きく 2 つの事業があり、1 つは御鷲山古墳の整備である。もう 1 つが、東屋等の付帯施設、休憩施設を作るという事業である。具体的には薬師寺地区の街なみ環境整備事業ということであり、令和 8 年度までの事業となっている。東の飛鳥プロジェクト整備事業についても、令和 8 年度を期限としている。
- 西本副委員長：東の飛鳥プロジェクトという名称は令和 8 年で終了するというところでよろしいか。
- 文化財課長：東の飛鳥プロジェクト整備事業は、推進事業と整備事業があり、整備事業は具体的な整備計画があり、そちらが完了次第、一旦終了という形になる。
- 西本副委員長：プロジェクトという名称自体も考えていいのではないか。何年何月で何を成果として終了するということがプロジェクトの定義だと思う。その点も考え直していただいた方がいいのではないか。
- 文化財課長：重点プロジェクトになっているため、名称変更については協議が必要なため、検討課題とさせていただく。
- 文化財課長：村尾委員からご質問のあった、薬師寺地区街なみ環境整備委員について、大島議員を会長に、薬師寺八幡宮宮司、薬師寺住職、市文化財保護審議会会長、道の駅職員歴史館館長の他、地元薬師寺地域コミュニティから 2 名の計 9 名で構成されている。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第 4 号 令和 5 年度下野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 【所管関係部分】
--

《質疑・意見》

- 村尾委員：介護保険料の徴収率いかがか。
- 高齢福祉課長：介護保険料については、税務課の担当のため、管轄外である。
- 村尾委員：訪問介護サービス提供事業者数はいくつか。また、今年度 4 月かた介護報酬が引き下げられ、加算制度はあるものの、今後事業者が経営不振に陥り、倒

産してしまわないか危惧される。その点については、状況は把握しているか。

●高齢福祉課長：訪問介護事業所については、市内に8事業所ある。介護報酬の引き下げに関しては、救済等の申し出がないため、特に現状では考えてない。

○村尾委員：もしその事業所が経営不振に陥ってしまった場合の対応策を考えていただきたい。

●高齢福祉課長：訪問介護事業所の件については、市内の事業所を含め近隣の状況等も注視し、対応策等を今後検討していきたい。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

議案第 61 号 令和 6 年度下野市一般会計補正予算（第 4 号）	【所管関係部分】
------------------------------------	----------

〈質疑・意見〉

【歳入】

○村尾委員：小中学校費補助金、帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業補助金について、当初予算には、日本語指導員が 105 万 6000 円計上されており、この方に対する補助金なのか、この指導員が行う事業についての補助金なのか伺う。また、きめ細やかな支援とはどういうものかについても伺う。

●学校教育課長：帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業については、国・県の補助事業であり、本市においては、一般財源で日本語指導教室の支援員として、105 万 6,000 円を当初予算で計上した。国に計画を示したところ、補助対象経費として 80 万 6,256 円に対し、県の補助金として、国庫、県費、それぞれ 26 万 8,000 円を合わせた 53 万 6,000 円が県から交付されることが決定したため、収入に計上させていただいた。事業内容については、本市内においても、現在、4 校に外国籍の児童生徒で日本語がほとんど話せない児童生徒がいる。その児童たちに対し、日本語の指導を行う支援員への報酬費、1 時間当たり 1,500 円となっている。

○村尾委員：日本語指導教室の支援員はどのような指導をしているのか。年齢によっても内容が変わるかもしれないが、きめ細かな支援の内容はどのようなものか。

●学校教育課長：授業の際、一対一で日本語の様々な資料を使いながら、言葉を教えたり言葉を聞いたり、言葉を発したりというものを行うものである。

○村尾委員：支援員は専門的な資格とか知識とか所持しているのか。

●学校教育課長：市のボランティアバンクに登録されていた元国語の先生と、中学校区で保護者として地域に貢献をされていた方が、継続して支援に当たっていただいております、特に要件は設けていない。

○村尾委員：雑入の中で、新型コロナワクチン接種費助成金が収入になっているが、これはどこから支払われるものか。

●健康増進課長：国からの助成金で、ワクチンを接種した人数に応じ支払われる。1 人当たり助成金が 8,300 円で接種見込み者数を 8,040 人と見込み、合計額が 6,673 万 2,000 円となっている。

○村尾委員：国からの助成金であれば、国庫支出金の方に計上されると思うが、なぜ雑入なのか。

●健康増進課長：財政課に確認したところ、補助金や負担金ではなく助成金のため、雑入に該当するとのこと。

[歳出]

○石川委員：新型コロナワクチン接種補助費について、10月から65歳以上の方に対する定期接種が始まるが、このワクチンの種類を伺う。

●健康増進課長：使用するワクチンについては、個別医療機関の方で選定することになっている。使用するワクチンについては、厚生労働省が薬事承認したものであり、現在、ファイザーのオミクロン株 JN. 1 系統対応のメッセンジャーRNA ワクチン、それからモデルナのスパイクバックスオミクロン株 JN. 1 系統対応のメッセンジャーRNA ワクチン、武田薬品工業のヌバキソビッドオミクロン株 JN. 1 系統対応の組み替え蛋白ワクチンが承認されている。この中から個別医療機関が独自に選定し、使用する。

○石川委員：その他に第一三共のメッセンジャーRNA と Meiji Seika ファルマのコスタイベ筋注用の注射もあると思うが、これらの情報はるか

●健康増進課長：薬事申請中ということで、第一三共ダイチロナオミクロン株 JN. 1 系統対応のメッセンジャーRNA ワクチン、それから Meiji Seika ファルマのコスタイベオミクロン株 JN. 1 系統対応メッセンジャーRNA のレプリコンワクチン、こちらが申請中ということで確認をしている。

○石川委員：ワクチン接種後に亡くなられ、救済申請が承認された方が約 2,200 人、副反応で 3 万 7,000 人いる。申請中で亡くなられた方が 560 名を超え、健康被害の救済制度では約 7,000 人が認定されている。ワクチン接種補助費のみを補正予算から分離して承認することは不可能か。

○相澤委員長：不可能である。

○鈴木委員：児童手当システム改修が 330 万、生活保護システム改修が 173 万 4,000 円だが、この金額の違いが何か伺う。

●子育て応援課長：児童手当システムの改修については、国の法律改正に伴い児童手当の制度が拡充されるため、それに合わせての改修費で、全額国補助になる。

●社会福祉課長：生活保護システム改修費については、令和 6 年度の生活保護制度改正に対応するため、改修を行うものがある。改修内容としては、申請処理や法定処理を可能にするもので、例えば対象者の名簿の出力や改正後の申請書様式の印刷、新たな算定方式による金額を自動算定できるようにするものである。改修費については、委託先の会社が異なり、また内容も別のものであることから金額が異なっていると考えられる。

○鈴木委員：同じ会社に委託することはできなかったのか。

●社会福祉課長：児童手当システムは TKC だが、生活保護システムに関しては、北日本コンピューターサービスという県内の宇都宮市を除くすべての市町で導入しているシステムである。また、栃木県も生活保護システムは、北日本コンピューターサービスを導入しており、生活保護システムに関しては、シェアナンバーワンということで、多くの市町村が、こちらのシステムを導入しているため、システムの会社自体が違ったものを使用している。

○鈴木委員：グリムの森施設整備事業の中で、多目的ホール移動観覧席部品交換とあるが、故障が発覚したのはいつ頃か。

●生涯学習文化課長：ゴールデンウィークの前後である。

○鈴木委員：その後は使用していないと思われるが、それによってキャンセルになった例はあるのか。

●生涯学習文化課長：代替で椅子を並べ実施したことにより、キャンセルになった例はない。

○鈴木委員：例えば、議会で議決されれば、部品を交換し使用できるようになるかと思うが、いつから工事開始し、いつごろから使用できるようになるのかを予測で構わないので伺う。

●生涯学習文化課長：年内は目指したいというふうに考えている。

採決の結果、起立多数により認定すべきものと決す

議案第 64 号 令和 6 年度下野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

【所管関係部分】

《質疑・意見》

○村尾委員：歳出の償還金について、5,560 万 4,000 円の計上だが、何の部分に対する償還金か。

●高齢福祉課長：国・県の介護給付費の負担金や、地域支援事業交付金、予防事業と社会保障事業という部分に対する償還である。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

[要望すべき事項]

○村尾委員：こばと園の使用料と歳出について、決算書の表記の仕方を工夫していただきたい。こばと園使用料は、利用者の使用料だけではなく、大部分が児童福祉の給付金である。本来は国庫交付負担金の給付費に入るのではないかと思うので、そこを区分けして記載いただきたい。会計処理上、適正なやり方があると思うので、そこを工夫していただきたい。

●生涯学習文化課長：鈴木委員の方からの図書館に関するご質問について、まず、令和 5 年度の図書購入費 1,199 万 9,145 円に対する、各館ごとの冊数について、石橋館図書館が 1,887 冊、国分寺図書館が 2,111 冊、南河内図書館が 2,110 冊、合計 6,108 冊になる。次に、図書館の利用者の年齢層について、60 歳から 70 歳前後はかなり伸びているような状態である。

閉会